

第 3 号様式（第 13 条関係）

表

12cm	
<p>第 号</p> <p>官 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>安全な血液製剤の安定 供給の確保等に関する 法律第 23 条の規定によ る立入検査員の</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行 (一年間有効)</p> <p>厚生労働省（都道府県） 印</p>	写 真 ち ょ う 付 面
8cm	

裏

<p>この証明書を携帯する者は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 23 条の規定により立入検査を行う職権を有する者である。</p> <p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抜粋）</p> <p>第 23 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血所</p>	<p>に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	---